

広島県告示第九百九十六号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	尾鍋外科病院	所在地	広島市中区国泰寺一丁目九番一二号	効力を有する期限	平成二十三年二月一四日	備考	更新
	済生会広島病院		安芸郡坂町北新地一丁目三番一〇号		平成二十三年二月一四日		更新